

原水爆禁止と軍縮のためのオ三回世界大会に集まつた法律家による声明

われわれ原水爆禁止並びに軍縮のためのオ三回世界大会に集まつた法律家は、その無差別且つ大量破壊的性質と後世の人類に及ぼす遺伝的影響にかんがみ、原水爆の使用は現行の国際法上違法であると宣言する。

原水爆の使用は、(1)無差別砲爆撃禁止に関する法の規定、(2)毒薬又は毒を施した兵器を禁止したハーグ陸戦法規オ二三条(2)項及び窒息性、有毒性又はその他のガスのみならずすべての類似の液体、材料又は兵器の使用を禁止した一九二五年のジュネーヴ議定書、(3)不必要な害悪をひき起す性質の武器を禁止しているハーグ陸戦法規オ二三条(2)項及び不具にされた人々の苦痛を不必要に増大させ又彼らの死を不可避的にする兵器の使用は人道に反すると断言している一九六八年のセントベテルスブルグ宣言に違反する。

われわれは、原水爆を不法に使用する意図をもつて、從來大國がつゞけてきた原水爆の製造、貯蔵、及び実験は、国際法の原則により禁止されるべきであると信ずる。

特に、われわれは、原水爆の実験は次の理由により現行の国際法上違法であると宣言する。

カ一に、実験が公海又は信託統治地域で行われるとき、それらは公海の自由の原則と、国際的信託統治制度の基本目的は住民の福祉の促進と基本的人権の尊重であると規定している国連憲章が七六条に違反することは疑うべくもない。更に、たとえ一國がその領土内で実験を行う場合でも、放射性降下物による空気の汚染が全人類の生存者に対して恐しい危害をひきおこす事情のもとでは、もはや台法とはいえないとわれわれは信ずる。

それ故に、われわれは国連総会が国際司法裁判所に対し、国連憲章が九六条と国際司法裁判所条令が六五条に従い、原水爆の使

用並びに実験の違法性に関する勧告的意見をたすことを要請する決議を採たくするよう各国政府、国連代表、国連事務総長によびかけるものである。

そして以上に証明された原水爆の違法性を再確認し、更に一層効果的にするため、われわれは国連並びに各国政府が、これらの爆弾の使用、製造、貯蔵と実験を禁止する国際協定を締結するため、特に有害な結果が現に実験から起つていふという事実を考慮に入れ、実験停止の協約の即時締結をするため必要な措置をとることを要求する。